障がい者アートを活用した商品プランコンテスト 募集要項

1 目的

本事業は、日常生活で使用する身近な品物等に障がい者アートを取り入れることで 障がい者の文化芸術活動に対する県民の理解を広めるとともに、障がい者アートを活 用した作品が商品化されることで、障がい者の社会参加を促進する。

2 募集内容

次の、(1)と(2)を満たす取り組み

(1) 障がい者アートを活用した試作品の作成

障がいの有無にかかわらず日常生活で使用する身近な品物等に障がい者アートを取り入れ、デザイン性の高い「見せたくなる」装飾をした試作品の作成 (商品例)

- ・スマホカバー、アクセサリー、エコバッグ、文具等
- (2) 試作品の広報や商品化に向けた企画

試作品を活用した展示会の開催や試作品を使用するモニター募集、商品化後の販売 方法など、商品化に向けた取組み等の提案

3 募集期間

令和7年7月28日(月)~令和7年9月30日(火)

4 応募資格

次の各号を全て満たす企業、法人、団体とする。

- (1) 福井県内に事業所が所在していること
- (2)設立目的や活動内容が政治・宗教などに偏っていないこと
- (3) 自ら経理し監査する等の会計組織を有すること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - ①福井県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に該当する団体
 - ②団体の構成員に暴力団員(条例第2条第2号)、暴力団員等(条例第2条第3号) に該当するものがいる団体

5 応募方法

(1)提出書類

次の①から③のすべてを提出すること。(複数提案可)

- ①企画提案書(様式 |)
 - ・試作品の概要説明およびイメージ図

・試作品の広報および商品化に向けた取組み内容 試作品を活用した展示会の開催や、商品化に向けたモニター調査、商品化後 の販売方法等、具体的に記載すること。

②見積書

提案にかかる一切の経費を見込んだ額 (障がい者アートの著作権料、使用料等を含む)

③応募者の概要が分かる資料

企業や法人、団体の名称や所在地、事業内容等が分かる資料

(2) 提出方法

持参、郵送またはメールで事務局に提出すること。ただし、持参は平日午前9時から午後5時まで、郵送は原則として書留とし、メールは送信後5日経過しても受領の返信がない場合は、事務局に問い合わせること。

6 審查

提出書類により、試作品および広報や商品化に向けた取組み内容を総合的に審査し、 当該審査の結果、評価の高い応募者の中から5件程度を選定する。審査の結果は、採用 者へ直接通知する。採用者以外への通知は行わない。

7 活動支援金

試作品 I 品あたり 20 万円とし、6 の審査で採用された者に対し、試作品納品後に支払うものとする。ただし、5 で提出された見積書の金額が 2 0 万円を下回る場合は、見積金額を上限とする。なお、令和8年 I 月 3 0 日(金)までに納品されなかった場合は、支給しない。

8 注意事項

本コンテストに応募した者は、この注意事項および本要項に記載の内容に同意したものとする。

(I) 試作品について

- ①試作品に肖像が登場する場合は、登場する全ての方(登場する人が未成年の場合はその保護者を含む)に対して、本要項を示したうえで、応募について同意を得ること。
- ②第三者の権利(著作権、商標権、肖像権ほか、関連する権利一切を指します。) を侵害していないこと。万が一、応募作品に関して第三者から異議申し立て等 があった場合は、応募者の責任と負担で解決するものとし、福井県は一切の責 任を負わない。
- ③納品された試作品は、納品日の | か月程度後に返却するので、受け取りに来る

こと。

④試作品に関しての著作権は、原則として応募者に帰属するが、福井県および福井県の許可した団体は、応募者の許諾を要することなく、また無償で、当該商品を県の施策等に利用することができるものとする。

(2) その他

- ①本コンテストの審査状況、結果等に関するお問い合わせには応じない。また、審査結果について、見直しの請求を行うことはできない。
- ②応募作品や応募内容に関し、虚偽または法令や本要項への違反等が認められた場合、採用の発表後であっても採用を取り消すことができるものとする。
- ③本要項に記載されていない事項については、事務局において決定・実施する。
- 9 応募および問合せ先(事務局)

〒910-8580

福井市大手3丁目 | 7 - |

福井県健康福祉部障がい福祉課地域生活支援室

(電話) 0776-20-0338 (ファックス) 0776-20-0639

(メール) syogai@pref.fukui.lg.jp